

上尾都市計画道路の変更（伊奈町決定）

1. 都市計画道路 3・5・6 1 号上尾伊奈線を次のように追加する。

| 種別       | 名 称    |       | 位 置                     |                  |                         | 区域      | 構 造      |          |     |                             | 備考 |
|----------|--------|-------|-------------------------|------------------|-------------------------|---------|----------|----------|-----|-----------------------------|----|
|          | 番号     | 路線名   | 起点                      | 終点               | 主な<br>経過地               | 延長      | 構造<br>形式 | 車線<br>の数 | 幅員  | 地表式の区間における<br>鉄道等の<br>交差の構造 |    |
| 幹線<br>街路 | 3・5・61 | 上尾伊奈線 | 伊奈町<br>大字小<br>室字精<br>進場 | 伊奈町<br>中央一<br>丁目 | 伊奈町<br>大字小<br>室字精<br>進場 | 約1,050m | 地表式      | 2車線      | 14m | 幹線街路と平面交<br>差1箇所            |    |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町では、埼玉県が令和2年度から着手した社会状況の変化に対応した都市計画道路の見直しを契機として、3・4・57号上尾伊奈線を含む長期未整備となっている都市計画道路の見直しの検証を進めてきました。

このたび、3・4・57号上尾伊奈線の必要性や構造の適正さを検証した結果、上尾市区域の県道さいたま菖蒲線との交差部から伊奈町大字小室字間松までの区間においては、市街化調整区域に位置し、沿道の土地利用が限定的で、将来の停車需要や歩行者交通量が少ないことが想定されるため、幅員構成を見直し、当該区間の幅員を18mから14mに変更します。

従来、幅員16m以上の都市計画道路については、県決定とされていたところ、平成10年都市計画法施行令改正に伴い、道路幅員に基づく都市計画決定権者に関する規定が廃止されたことから、3・4・57号上尾伊奈線を上尾市区間、伊奈町区間に分割し、別路線としてそれぞれ都市計画手続きを行い、伊奈町区間を3・5・61号上尾伊奈線として新たに決定します。